

震災に係る日本学生支援機構の対応について

熊本デザイン専門学校

平成 28 年熊本地震により被災された方々へ、心からお見舞い申し上げます。
被災した方に係る、日本学生支援機構の奨学金貸与についてご案内申し上げます。

1. 平成 28 年熊本地震に係る『緊急・応急採用奨学金』を希望される方

- (1) 対象：平成 28 年熊本地震の罹災により、奨学金の貸与を希望される方
- (2) 申込方法：5 月 9 日以降、学校の奨学金担当者に相談の上、学校を通じて申し込む
- (3) 奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付）

2. JASSO 支援金についてのご相談

学生ご本人の居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方を対象に返還不要の JASSO 支援金（支給額 10 万円）制度があります。申込みは学校を通してとなります。

(1) 対 象：

- a. 自然災害等の発生により、居住する住宅（学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している住宅をいう。）に、半壊以上の被害（全壊・半壊・全焼・半焼・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水）を受けた場合又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が 1 か月以上継続した場合。
- b. 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等。

(2) 申込方法：5 月 9 日以降、学校の奨学金担当者に相談の上、学校を通じて申し込む

(3) 支 給 額：10 万円 ※返還不要

(4) 注意事項：a. 同一の災害につき、申請は 1 回とします。

- b. 本機構の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請することができます。
- c. 日本学生支援機構の奨学金を借りていない方も申請できます。
- d. 本人が居住していない実家については対象外です。

※ 『緊急・応急採用奨学金』『JASSO 支援金』ともに、罹災証明書（コピー可）が必要となります。

※ ご不明な点等ございましたら、学校までお問い合わせください。

※ 詳細や問い合わせについては、日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/kumamotojishin/index.html>